

Title	フランス「活字メディア三部会」の議論--サルコジ大統領が主導する制度改革のあり方
Author(s)	曾我部, 真裕
Citation	新聞研究 (2009), 694: 54-57
Issue Date	2009-05
URL	http://hdl.handle.net/2433/178370
Right	許諾条件により本文は2013-09-03に公開.
Type	Journal Article
Textversion	publisher

フランス「活字メディア三部会」の議論

——サルコジ大統領が主導する制度改革のあり方

京都大学 大学院法学研究科准教授 曾我部 真 裕

世界中で活字メディアの苦境が伝えられている。各国でこの状況を克服する試みがなされているが、フランスでは二〇〇八年五月、サルコジ大統領が、関係者を一堂に集めた「活字メディア三部会」を開催する構想を明らかにした。この名称は、もちろん、フランス革命期に諸身分の代表が重要議題を議論し、大革命に道筋をつけた（全国）三部会にちなんだものである。

フランス独特の構造的要因

日本も含めた多くの国とは異なり、なぜフランスでは大統領、つまり国家がこの種の構想を表明したのであろうか。それには、フランスの活字メディアの経済基盤の脆弱さとそれを受けた国家関与の歴史がある。フランスは戦前には世界有数の新聞大国であったが、戦後、ドイツ占領下で対独協力を行った新聞を廃刊処分と

し、レジスタンスの指導者等に新聞経営を委ねたことなどから、戦後のフランスの新聞は著しく経営基盤が弱体となり、新聞普及率も先進国では最低レベルとなった。

また、フランスでは、戦前には大新聞が私的な利益（とりわけ金融資本）の影響を受けて公正な報道をしなかったという経験から、戦後は活字メディアに対する国家の関与が強化された。この点で特徴的なのは、一九四七年の法律により規律される独特な流通制度である。これは、小規模のメディアでも流通過程において平等な取り扱いを受けられるようにするために、新聞・雑誌の流通業務をメディアによる協同組織（及びその出資による会社）に委ねるという仕組みである。これにより、小規模の雑誌でも大新聞と同様に店頭で販売される機会を確保しようとしたのである。また、特に七〇年代以降、直接的・間接的（税制上の優遇、特別郵便料金）

な国庫助成が強化されたが、その総額は売上高の一割近くを占めるとされている（曾我部「フランスに見る国家助成の考え方」『新聞研究』六五七号（二〇〇六年四月号）参照）。しかし、これらの戦後システムには綻びが目立つようになっている。

このように、フランスの活字メディアの苦境には、世界共通の要因に加えて、フランス独特の構造的要因があるのであり、活字メディア三部会はこうした問題について抜本的な解決を与えるべく構想されたのである。

二〇〇八年十月二日、活字メディア三部会が開会した。委員長は、高級官僚からメディア・コンサルタントに転じたベルナル・スピッツ氏に委ねられ、内部に四つの委員会が設けられた。委員は、活字メディア企業幹部、ジャーナリストが多数であるが、国会議員、大学教授、弁護士、経営コンサルタント、活字メディア流

通関係者等の多様な顔ぶれが見られる。委員の中には行政機関に属する者は見当たらないが、各小委員会の報告者はエリート官僚の手に委ねられている。他方、読者ないし一般市民の代表らしき委員はあまり目立たない。

報告書は〇九年一月八日に提出された。これを受けて大統領は同月二十三日、後述のように新たな活字メディア政策を発表した。

三部会の報告書の概要

(一) ジャーナリズムに携わる諸職能の将来(第一委員会)

ここでは、ジャーナリストの教育、及びジャーナリストの権利・義務という二つの問題が取り上げられている。本報告書全体についていえることであるが、提案は財源等にも踏み込んだ具体的に詳細にわたるものであるが、本稿ではその概要を紹介するにとどめざるを得ない。

ジャーナリストの教育について、報告書は、ジャーナリストの七五％はジャーナリズム以外の学位を取得してそのキャリアをスタートさせるといふ現状を紹介する。この点について報告書は、この職業に多様性をもたらすとしてむしろ積極的に評価しつつも、だからこそ継続教育が重要であるとし、若手の企業内ジャーナリストが継続教育を受ける権利を法律によって付与することなどを提案している。また、ジャー

ナリスト養成学校とメディア企業との情報共有の場となる会議の設置や、活字メディアに関する調査研究機関の設立とこの機関の教育への協力といった提案もなされている。なお、教育については人種的多様性への配慮も盛り込まれたが、これは、大統領の関心の高い点である。

ジャーナリストの権利と義務については、まず、賢人グループを設置して報道倫理コードを策定し、それを各社の労働協約に盛り込むこと、また、各社において編集憲章を策定し、同じく労働協約に盛り込むことが提案された。他方、英国等に例のあるいわゆるプレス評議会については、否定的な見解が示された。なお、マルチユース化の障害となっている記事の著作権に関する法改正が求められた。

(二) 印刷・輸送・頒布・財務——活字メディアの産業過程の再生(第二委員会)

活字メディアの産業過程については、構造的な高コスト体質が指摘されている。欧州他国の一・五倍という試算が公表され、フランスの新聞印刷の高コスト性が明白となった。競争の欠如や強力な労働組合の存在などが原因であるが、報告書は、全国紙印刷で三〇―四〇％のコストダウンを目指すべきだと提案する。

次に流通については、まず一部売りに関して、冒頭に述べたとおり法律により流通の平等確保を目的とするシステムがとられているが、これ

は販売店にとつては、販売部数の見込みないタイトルを多数販売する義務を負うことを意味する。また、近年は販売拠点の減少が続き、販売不振に輪をかけている。そこで、販売拠点への手数料の増額や、地方紙独自の販売拠点を全国紙にも開放するといった提案がされた。

予約購読については、近年少くも発展しているがなお一部にとどまっている戸別配達強化が提案の中心であり、七年間で戸別配達部数を二倍にすることが目標とされている。

広告については、特に、広告業の透明化のため規制がインターネット広告や街頭広告などには適用されず、競争をゆがめているとして改正を求めている。また、国の広報予算(〇七年には一・三四億ユーロであった)に占める活字メディアのシェアが低いことから、広告費全体の媒体別シェアに従って国の広告費を支出することが提案されている。

(三) インターネット・ショック——活字メディアのビジネスモデルを求めて(第三委員会)

ここでは、報道の任務を確認した上で、ネット上のメディアに正当な位置づけを与えることが主たる関心となっている。すなわち、まず、市民は多元的で質の高い報道に対する権利を有することが確認されている。多元性に関しては、ネット事業者に対して、報道記事の出所やコンテンツの性格に基づく差別を禁止することで、

中立性を法的に義務づけるという提案が興味深い。

国庫による直接助成に関しては、デジタル化の重要性にかんがみ、オンラインサービス発展のための助成を大幅増額すべきであるとされた。間接助成(税制上の優遇)に関しては、活字メディア企業が享受している設備投資に対する税制優遇をオンラインメディア企業にも適用すべきとされた。また、同時に割り当ての透明性、インパクト審査、助成金の適正な使用といった要請にも注意が喚起された。実際、不正事件こそ特に報告されていないものの、従来の助成制度に対しては、漫然とメディア企業を延命させているだけで、自立につながる構造改革に結びついていないという根強い批判があった。第二委員会の提案の中にも、助成は今や数値化できる成果に応じて付与されるべきで、補助の論理から投資の論理への転換が必要であるとされている。また、メディアへの投資や寄付・メセナに対する税制上の優遇の導入、さらにこれらの受け皿となる組織の設立なども提案された。さらに、付加価値税について、現在、オンラインメディアに対しては通常税率(一九・六%)が課されているところ、活字メディア並みの超軽減税率(二・一%)とすることが提案された。

広告に関しては、広告市場での独占的地位形成の防止(「グーグルを念頭においている」)などが提案されている。

(四) 活字メディアと社会(第四委員会)

① 青少年読者獲得問題

まず、青少年読者獲得という課題については、小中学校のクラスに無料で新聞を提供するベルギーでの試みに注目している。この措置は法律によるもので費用も国庫負担であるが、プロジェクトの発案及び実施はメディア側にあり、この点が重要だとされている。また、フランスでは、地方紙四十一紙で、十八―二十四歳の若者に五十二週にわたり週に一度の無料購読を提供している(国の資金協力による)。〇六年には七万三千件の購読があり、翌年には一八%が有料購読に移行したという。これらの経験を踏まえ、報告書は、活字メディアを読む趣味と楽しみを若いうちに特に学校で身につけさせること、活字メディアの内容を若者にあわせることの二点が重要であるとされている。

具体的には、ベルギーのプロジェクトをそのまま実施すること、小学校で毎朝の読書の時間に新聞を読むようにすることが提案されている。さらに、日刊紙の編集部内に、若者の代表となる若いジャーナリストを置くことが提案されている。そのほか、教師向けのNIE研修や、研修中の教師への無料購読プログラム、そして、後に注目されることになる毎年約七十五万人に上る十八歳全員に総合日刊紙の無料購読を提供し、費用はメディアと国で折半することも提案された。この無料購読プログラムは段階的な

ので、最初の三か月間は週一回、次の二か月間は週二回、最後の一月は毎日(週六回)とするものである。

② 読者の信頼回復問題

ここでは、報道倫理の問題と読者との対話の問題が扱われている。報告書はまず、メディアに対する読者の信頼回復の努力は、メディア独自の考察と行動によるべきであり、公権力の関与によるべきでない点を強調する。

その上で、第一委員会が提案されたような倫理憲章の労働協約への明記や、職業ジャーナリスト身分証の交付及び更新の際におけるこの憲章への署名や、ジャーナリズムに関する法と倫理についての研修の受講を条件とすることが提案されている。

編集部と読者の対話を進めるため、オンブズマンの設置が提案されている。また、各編集部は、その規模と構造にあわせて、仲裁のしくみを定めることも勧告されている。

③ プレスの合併・集中化問題

ここではまず、フランスのメディア界の問題点が指摘されている。すなわち、フランスでは集中化は相対的に進んでいないものの、欧州他国に比して小規模で収益性の低いグループしか存在しないとされる。また、他業種を本業とするグループが多数参入しているのが現状であるが、これらは独立性に問題があるとされる。

そこで、中期的に収益性のあるグループを形

成することが多元性と独立性の保障となるとされ、そのために一定の措置が必要であるとされた。他方で、新規のメディア創設を促すことも重要だとされ、そのための措置も提案された。

グループ形成の問題については、サルコジ大統領が大手メディア幹部と親しいことから、巨大グループ形成のためのメディア再編を狙っているのではないかとという観測から注目されたが、この点については積極的にこのような方向を打ち出しているわけでも、否定しているわけでもないように見える。他方、報告書は収益性を高めるためには自己資本の充実が必要であるとして、メディア企業への投資減税といった措置を提案している。注目されるのは、活字メディアと読者との結びつきを強めるために投資減税を利用しようという提案である。フランスでは株主になることで支持する新聞を支えるという発想は確かに以前より存在するのであり、その延長線上の提案かと思われる。

後者の新規企業立ち上げの促進についても、税制上の優遇措置がいくつか提案されている。また、活字メディア企業株主名簿をすべてインターネット上で公開することも提案されている。株主の公表による透明性確保というテーマは、戦後のフランスの新聞法制において常に争われてきた問題である。

ところで、この小委員会の報告でもっとも賛否が激しかったのは、現行の二・一%の超軽減

税率は総合報道新聞・雑誌に限定し、現在この税率の適用を受けているその他のタイトルには一般の軽減税率である五・五%を適用するというものである。この措置の狙いは、今回の報告書の提案を実施するための財源を確保しようとするところにある。しかし、反対論も多く、コンセンサスはない旨が明記されている。

④コンテンツの問題

重要な措置とされたのは、まず、従来から存在する国庫補助の一種であるメディア発展基金からの助成について、コンテンツ改革に関する補助率を上げるというものである。また、現場ジャーナリズムの促進が強調された。

再生への「最後の機会」

以上のような報告を受けてサルコジ大統領は、一月二十三日、活字メディア三部会の閉会に際しての演説で、三年間で六億ユーロ（約七百五十億円）規模の新たな活字メディア対策を発表した。多くの措置が含まれており、詳細には立ち入れないが、ほとんどが報告書の提案に基づいている。

特に注目度が高く、日本でも報道された「若者への日刊紙無料提供」について大統領は、この世代におけるデジタルメディアの重要性を考えれば紙媒体の提供については躊躇ちゅうちよを感じずし、内容の質ではなく補助によって若者をひき

つけようとするのは適切でないようにも思えるとしながらも、実験的に実施することとし、新聞代金は新聞社が、送料を国が負担することとした。他の提案にはこのような躊躇が見られなため、社会的注目度とは裏腹に、大統領はそれほど積極的ではないように思われる。

このような国の関与を大幅に認める活字メディア改革のあり方は、個別の新聞・出版社あるいは業界による自主的な取り組みを基本とする日本とはアプローチが大きく異なる。もちろん、フランスでも国の関与に対する警戒感がないわけではなく、今回の報告書や新たな政策でも、各メディアの編集内容にかかわる介入は避けられている。また、サルコジ大統領は英米系の巨大メディアに対抗しうる存在をフランスでも作り出そうと、大規模なメディア再編を主導し、その結果ジャーナリストの自由や情報の多元性が損なわれるとの警戒も強い。

今回大きく扱われた助成制度や流通制度の改革は、以前から議論されてきているものの、なかなか実効が上がってこなかったものである。今回の報告書では、これが最後の機会であるという危機感が何度も表明されている点が印象的であり、また、改革の検証過程が予定されている点が特徴的である。果たして活字メディアの再生はなるのか、注目される。

(そがべ・まさひろ)